

# 京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付要綱

平成29年3月23日制定

平成31年3月27日改正

令和2年3月31日改正

令和3年3月31日改正

令和4年3月31日改正

令和4年7月 1日改正

令和7年4月 1日改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市内で発生する食品ロスの削減に向け、フードバンク団体による取組を支援するとともに、それらの取組に対する市民及び事業者の認知度を高め、食品ロス削減に向けた機運の醸成を図るため、京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) フードバンク活動 生産者又は製造、流通、小売り等の事業者から、市場に流通させることができない食品、家庭から余剰になった食品等を集めて、それらを必要とする福祉施設等の他団体に無償で配分する活動
- (2) フードバンク団体 フードバンク活動を行う非営利団体
- (3) 食品ロス 生産又は製造から販売までの流通の過程で発生した規格外品、包装への印字ミスやパッケージ破損等で販売できない食品、売れ残り品、飲食店、家庭等での食べ残し、家庭で余剰になった食品等の本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品

## (交付の対象事業)

第3条 助成金の交付対象となるのは、京都市内で実施する次の各号の取組を一年以上実施する事業（以下「助成対象事業」という。）とする。ただし、第2号の取組のみを実施する事業又は助成金の交付を受ける年度の末日までに終了する見込みのない事業は対象としない。

- (1) フードバンク活動及びそれに付随した取組のうちフードバンク活動の知名度向上の取組を除くもの
- (2) フードバンク活動の知名度向上の取組
- (3) (1)及び(2)以外の食品ロスの発生を防ぐ取組又は食品ロスの削減を広く周知啓発する取組

2 交付決定前に実施済み又は実施中の事業について、当該助成金を受けようとする者から市長に対し、事前着手の届出があり、市長が適当と認めるときは、当該年度分に限り交付対象とすることができる。

(交付の対象団体)

第4条 助成金は、月1回以上かつ年12回以上、フードバンク活動を実施するフードバンク団体に交付する。

- 2 前項に定める団体であっても、営利、宗教又は政治を目的として助成対象事業を実施する場合、その他市長が助成対象の事業として不相当と認める場合には対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金は、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

- (1) 第3条第1項第1号又は第3号に要する経費に対する助成金にあつては、当該経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額)であつて、前条第1項の団体1団体につき、一年度の限度額を300,000円とする。
- (2) 助成金の額は、第3条第1項第2号に要する経費に対する助成金にあつては、当該経費の合計額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額)であつて、前条第1項の団体1団体につき、一年度の限度額を300,000円とする。

(助成金の対象経費)

第6条 助成金の対象となる経費(消費税を含む。)の種別及びその取扱いについては別表に定める。

- 2 次の各号に掲げる経費は助成金の対象外とする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)の事務所等の維持管理に要する経費
- (2) 人件費
- (3) 飲食費
- (4) 水道光熱費(助成対象事業の実施に要した分が明確に区分できる電気代を除く。)
- (5) 食品購入費
- (6) 振込手数料
- (7) 工事費(助成金で購入する備品の設置に要する工事費を除く。)
- (8) この要綱に基づく助成金以外の助成を受けた(交付決定を受けたものを含む。)経費
- (9) その他市長が適当でないと認める経費

- 3 助成金の交付により取得する備品等については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(交付の申請)

第7条 申請団体は、別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第5号に掲げる書類については、交付決定前に

事前着手する場合に提出しなければならない。

- (1) 京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付申請書（第1号様式）
  - (2) 京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事業計画書（第2号様式）
  - (3) 京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金収支予算書（第3号様式の1）
  - (4) 助成対象事業に要する経費の算出根拠を示す書類
  - (5) 京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事前着手届（第3号様式の2）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 同一の団体が交付の申請をすることができるのは、一年度につき一回とする。

（交付の決定）

第8条 市長は、特別の理由がある場合を除き、前条の規定による交付の申請を受理してから14日以内に審査のうえ、補助金条例第10条各項の決定を行い、京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付決定通知書（第4号様式）又は京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請団体に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 前条の交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知日から2週間以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（申請事項の変更の申請等）

第10条 第8条の交付決定通知を受けた申請団体（以下「交付対象団体」という。）は、交付予定額が第5条第1項各号の限度額に満たない場合であっても、交付予定額を増額する変更の申請をすることができない。

2 交付対象団体は、助成対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするとき（軽微な変更を除く。）は、すみやかに京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事業内容等変更承認申請書（第6号様式）に第7条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項に規定する軽微な変更は、次のいずれかとする。

- (1) 事業目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 事業目的の変更をもたらすものでなく、かつ、交付対象団体の自由な創意により計画変更を認めることが、より効率的な事業目的達成に資すると

考えられる場合

- (3) 事業目的及び事業効率に関係ない事業内容の細部の変更である場合
- 4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事業内容等変更承認通知書（第7号様式）により交付対象団体に通知する。
  - 5 交付対象団体は、助成金の交付を受ける年度内に助成対象事業が完了する見込みがないときその他助成対象事業を中止するとき、すみやかに京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金中止承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 6 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金中止承認通知書（第9号様式）により交付対象団体に通知する。

（実績報告及び助成金の交付額の決定等）

- 第11条 補助金条例第18条の規定による実績報告は、助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は助成金の交付を受ける年度の末日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1) 京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金実績報告書（第10号様式）
  - (2) 京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金収支決算書（第11号様式）
  - (3) 助成対象事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
  - (4) 事業実績を証する成果物、事業の実施状況を確認できる写真等
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による実績報告の日から14日以内に補助金条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、当該期間内に決定できないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該期間を延長することができる。
- 3 交付対象団体は、第1項の報告後においても、本市の求めに応じ、資料、写真を提供するなどの協力をしなければならない。

（助成金の請求等）

- 第12条 交付対象団体は、補助金条例第19条の規定による通知を受けた日から30日以内又は当該通知を受けた年度の翌年度4月20日のいずれか早い期日までに、京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金請求書（第12号様式）を市長に提出し、助成金を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求に基づき助成金を交付する。

（助成金の概算払）

- 第13条 交付対象団体は、交付予定額に2分の1を乗じて得た額（その額に

- 1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額) 以内の額について概算払を受けることができる。
- 2 交付対象団体は、前項の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、すみやかに京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金概算払請求書(第13号様式)を市長に提出し、助成金を請求するものとする。
  - 3 市長は、前項の規定による請求に基づき助成金を概算払する。
  - 4 第1項の規定により概算払を受けた交付対象団体は、前条第1項の規定による助成金を請求するとき、同項の書類のほか京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金精算書(第14号様式)を市長に提出するものとする。

(補足)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、環境政策局長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

経費の種別	対象とする経費の例	対象としない経費の例
物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業の実施に必要な事務用品（文具、コピー用紙、記憶媒体（CD-ROM、USB など）等）の購入費</li> <li>・単価 200 円以内の啓発物品購入費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の個人に提供する記念品、景品等の購入費</li> </ul>
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付を受けた食品の運搬のために必要な備品の購入費（キャリー等）</li> <li>・イベント等で使用する備品の購入費（テント等）</li> <li>・寄付を受けた食品の一時保管のために必要な備品の購入費（物資保管庫等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業の実施のみに使用を限定することが困難な備品又は対象期間を超えて長期にわたり使用可能な耐久性を持つ備品の購入費（パソコン、高機能携帯電話（スマートフォン）、携帯電話、テレビ、カメラ等）</li> </ul>
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ等広報物の印刷費</li> <li>・記録写真の現像料</li> </ul>	
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業の実施に要する電気代（別メーターの設置等によって明確に区分することが可能な物資保管用冷蔵庫の電気代等）</li> </ul>	
委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ等広報物のデザイン委託費</li> <li>・ホームページ等の制作委託費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体の構成員が経営する団体への委託費</li> </ul>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業の実施に要した送料、郵送費（市内分）</li> <li>・物品の搬入、搬出に要する費用</li> <li>・ガソリン代等で、助成対象事業の実施に要した分が明確に区別できる燃料費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話等通信機器やインターネットに係る通信費</li> <li>・京都市外に物資を発送するための送料、ガソリン代（本市事業で発生した食品ロスの運搬に係る送料、ガソリン代については、事前協議のうえ例外として認めることがある。）</li> </ul>
謝礼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業に伴う講師、出演者、協力者（有償ボランティア）等への謝礼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体の構成員に対する謝礼</li> </ul>
借上料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資運搬のための車両レンタル費</li> <li>・物資保管場所の賃料</li> <li>・シンポジウム等、イベント開催時の会場借上料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体又は申請団体の構成員の活動場所として借り上げる施設の賃料</li> </ul>
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業訪問に係る交通費</li> <li>・シンポジウム等、イベント実施の事前調整のための公共交通機関利用の市内交通費</li> <li>・外部研修(市内で開催されるものに限る。)に参加するための交通費、参加費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体又は申請団体の構成員の活動場所として借り上げる施設から申請団体の構成員の自宅までの交通費</li> </ul>

工事費	・助成金で購入する備品の設置に要する工事費	・左記以外の工事費、修理代、メンテナンス費用
その他	・市長が特に必要と認めるもの	・左記以外

第1号様式（第7条関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

交付申請額	円
概算払の希望の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
交付対象事業の名称	
取組区分	<input type="checkbox"/> ①フードバンク活動及びそれに付随するもの <input type="checkbox"/> ②フードバンク活動の知名度向上の取組 <input type="checkbox"/> ③上記①②のほか、食品ロスの発生を防ぐ取組又は食品ロスの削減を広く周知啓発する取組
取組内容	<b>【取組区分が複数の場合は、上記のいずれの区分に当たるかが分かるよう番号を振ったうえで、具体的な取組内容を記載】</b>

注 該当する□にはレ点を記入してください。

第2号様式（第7条関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事業計画書

1 取組期間

開始予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

2 事業計画・内容等

時期(月)	事業計画・内容・フードバンク活動の実施回数

第3号様式の1（第7条関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金収支予算書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名  電話 ー

1 収 入

項 目	金額（円）	内 訳
1 本市助成金		
2 その他		
収入合計		

2 支 出

項 目	金額（円）	内 訳
助成対象経費 【取組区分が分かるよう番号を振ったうえで、記載】		
小 計		
助成対象外経費		
小 計		
支出合計		

第3号様式の2（第7条関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事前着手届

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、早期に着手したいので、同助成金交付要綱第3条第2項及び第7条第1項第5号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

交付対象事業の 名 称	
着手（予定） 年 月 日	年 月 日
交付決定前の 着 手 を 必 要 と する 取 組 内 容 及 び 経 費	取組内容：  経費（内訳を含めて具体的に記載）：
交付決定前の 着 手 を 必 要 と する 理 由	

注 本様式は、交付決定前に事前着手する場合に必要な書類であり、本様式の提出により、必ずしも交付決定がなされるものではありません。

様

京都市長

〔 担当：環境政策局循環型社会推進部 〕  
資源循環推進課

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 助成金交付予定額

2 交付の条件

- (1) 助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は助成金の交付を受ける年度の末日のいずれか早い期日までに、実績報告書等を提出してください。
- (2) 助成金交付の目的に反した場合などには、交付決定を取り消し、助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (3) 助成対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください（軽微な変更を除く。）。
- (4) 助成対象事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

京都市指令環循資第 号  
年 月 日

様

京都市長

〔担当：環境政策局循環型社会推進部〕  
資源循環推進課

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金  
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、下記のとおり不交付することを決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事業内容等  
変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名  電話 ー

年 月 日付け京都市指令環循資第 号で助成金の交付決定の通知を受けた事業の内容等下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 交付決定済額 円
- 2 変更に伴う減額 円
- 3 変更に伴う交付申請額（1－2） 円
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

第7号様式（第10条第4項関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金  
事業内容等変更承認通知書

年 月 日	京都市指令環循資第 号
団体の名称及び代表者の氏名	京都市長 (担当：環境政策局循環型社会推進部 資源循環推進課)

年 月 日付けで変更承認申請のありました京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、下記のとおり変更承認しましたので通知します。

記

変更後の助成金交付予定額

円

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金  
中止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名  電話 ー

年 月 日付け京都市指令環循資第 号で助成金の交付決定の通知を受けた京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、第10条第5項の規定により、下記のとおり、中止を申請します。

記

1 中止の内容

2 中止の理由

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金  
中止承認通知書

年 月 日	京都市指令環循資第 号
団体の名称及び代表者の氏名	京都市長 (担当：環境政策局循環型社会推進部 資源循環推進課)

年 月 日付けで中止承認申請のありました京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、下記のとおり中止承認しましたので通知します。

記

中止しようとする事業の助成金交付予定額 円

第10号様式（第11条第1項関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、交付対象事業の実績について報告します。

記

交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令環循資第 号
変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令環循資第 号
完了年月日	年 月 日
事業費総額	円
交付対象事業の名称及び実施内容	
交付対象事業の成果	削減できた食品ロスの量(京都市内で発生した食品ロスに限る。) <hr/> 毎月のフードバンク活動の実施回数（京都市内に限る。）  (その他、具体的に記載すること)
課題、今後の方針等	

※ 事業の実績を証する成果物や実施状況を確認できる写真等を添付してください。

※ 提出された成果物、写真等は本市広報物に掲載する場合があります。また、その他広報活動への協力を要請する場合があります。

第11号様式（第11条第1項関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金収支決算書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名  電話 ー

1 収 入

項 目	金額（円）	内 訳
1 本市助成金		
2 その他		
合 計		

2 支 出

項 目	金額（円）	内 訳
助成対象経費 【取組区分が分かるよう番号を振ったうえで、記載】		
小 計		
助成対象外経費		
小 計		
支出合計		

第12号様式（第12条第1項関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名  電話 ー

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付要綱第12条第1項の規定により、助成金を請求します。	
助成金の請求額	円
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令環循資第 号
変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令環循資第 号

	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
振込口座			<input type="checkbox"/> 普通（総合） <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	
	口座名義 (フリガナ)			
	口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。

第13号様式（第13条第2項関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名  電話 ー

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付要綱 第13条第2項の規定により、補助金の概算払を請求します。	
助成金の請求額	円
交付決定通知書の 年月日及び番号	年 月 日 京都市指令環循資第 号

振 込 口 座	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
			<input type="checkbox"/> 普通（総合） <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	
	口座名義 (フリガナ)			
	口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。

第14号様式（第13条第4項関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金精算書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名  電話 ー

年 月 日付け京都市指令環循資第 号で助成金の交付の決定の通知を受けた京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、同交付要綱第13条第4項の規定により、下記のとおり精算します。

記

交付決定通知書の 年月日及び番号	年 月 日 京都市指令環循資第 号
変更承認通知書の 年月日及び番号	年 月 日 京都市指令環循資第 号
交 付 決 定 額	円
既 受 領 額	円
差 引 請 求 額	円